

愛知県心身障害者コロニー再編計画及びコロニー中央病院の今後について

愛知県心身障害者コロニー再編計画(平成 19 年 3 月策定)の概要

1 コロニー再編計画策定の趣旨

心身障害者コロニー(以下「コロニー」という。)では、昭和 43 年 6 月の開設以来、心身の発達に障害のある人が明るく幸せな生活を営むことができるよう、療育、医療、教育、授産、職業訓練等を行うとともに、心身の発達障害の原因探求や治療・予防のための研究をし、障害の程度とライフステージに応じた支援に取り組んできました。

その間、平成 14 年に策定された国の障害者基本計画や平成 17 年に成立した障害者自立支援法などにみるとおり、障害福祉のあり方は、“施設福祉”から“地域福祉”へ、また、障害のある人たちの地域生活における自立に向けた支援へと大きく変化してきています。

しかしながら、その一方で、コロニーでは、入所者の高齢化・障害の重度化が進み、また、入所期間が長期化してきたため、地域生活における自立に向けた支援を行うことが難しくなってきました。

こうしたこと背景に、県では、平成 16 年 4 月、コロニーの今後の方針について県社会福祉審議会に諮問を行いました。そして、翌年 5 月、《自立》・《交流》・《共生》を基本理念とする答申を受けたところです。

この再編計画は、この答申の趣旨を踏まえ、中長期的な入所者の地域生活移行計画と機能の見直しに関する具体的な取組事項を示した実施計画となるものです。

2 再編計画の基本的考え方

コロニーは、社会福祉審議会の答申及び、障害のある人たちの地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的とする障害者自立支援法の趣旨を踏まえ

コロニー入所者の地域生活移行計画					
施設名	184.1 在所者数	地域生活移行計画			
		18~23歳	24~27歳	合計	24年度当期予定期用具
豊川市立心身障害者自立支援施設	174	50	60	110	140
豊川市立心身障害者自立支援施設	87	80	7	87	30
合計	261	130	67	227	200
合計	458	277	117	394	220

の二つを柱とした見直しを進めています。

3 計画期間

中長期的な視点に立ち計画のかつ円滑に地域生活移行を進めていく必要がありますから、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間を計画期間としています。

『地域生活移行の進め方』
本人や保護者の意向を尊重しながら、出身市町村、福祉サービスを提供する社会福祉法人や NPO 法人等と協働し、円滑な地域生活移行に取り組みます。

その弊、画一的に進めるのではなく、一人ひとりの地域生活移行プランに基づき、地域との調整を図りながら順次地域生活移行を進めていきます。また、コロニー内の生活支援棟を自活訓練の場として活用するなど、社会生活の訓練や余暇の活用に関する指導・調整を行なうアドバイザーの設置等は得られない体験を一定期間、集中的かつ計画的に実施していきます。

また、県では、障害者自立支援法の円滑な推進にともに、県障害福祉計画の推進にあたり、広域的な見地から、支援ネットワークの構築に關する指導・調整を行うアドバイザーの設置や、グループホーム等の整備促進のための助成など、地域を支える基盤づくりや地域生活への支援を行っていきます。

『地域生活移行計画』

障害者自立支援法に定められた経過措置期間（施設・事業の新体系移行）である平成 23 年度までの間に重点的に地域生活移行に取り組み、最終的には、27 年度までの 10 年間で、常時適切な医療が必要な重症心身障害児(者)を除くすべての入所者の地域生活移行を進めます。

移行先は、地域の支援を受けながら可能な限り自立していけるよう、地域のグループホームやケアホーム等を基本としますが、障害の程度が重度であるなど、直ちにグループホーム等へ移ることが困難な場合には、希望する地域の入所施設等にいったん移り、そこで支援を受けながら地域生活移行を目指していくこととします。

【コロニー入所者の地域生活移行計画】

施設名	184.1 在所者数	地域生活移行計画			24年度当期予定期用具
		18~23歳	24~27歳	合計	
豊川市立心身障害者自立支援施設	174	50	60	110	140
豊川市立心身障害者自立支援施設	87	80	7	87	30
合計	261	130	67	227	200
合計	458	277	117	394	220

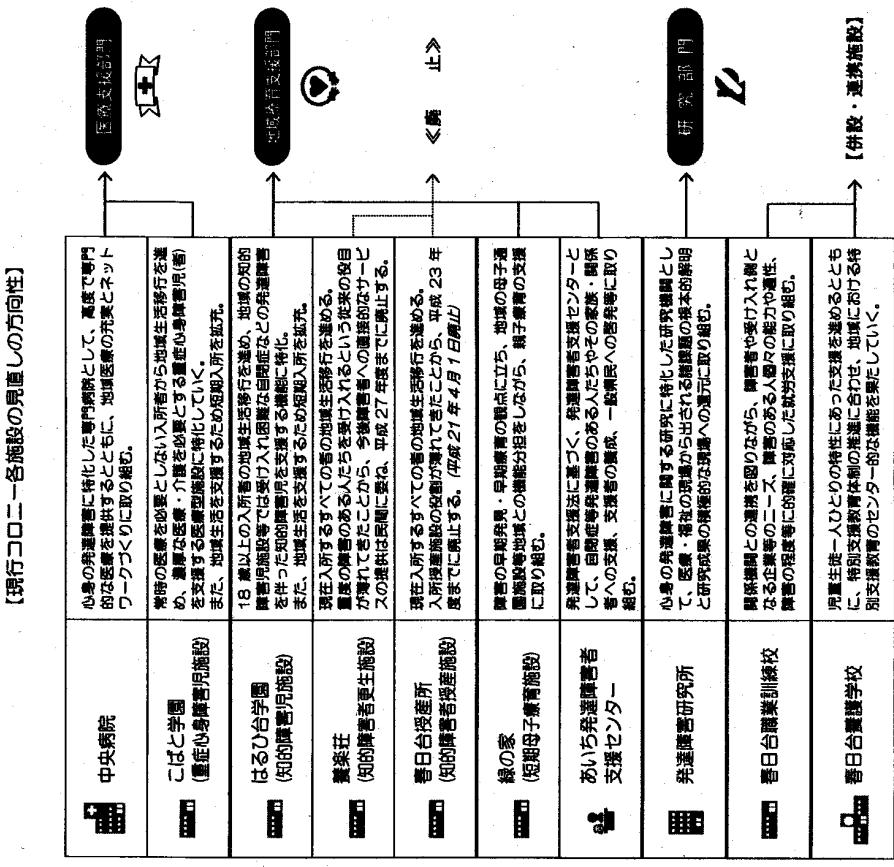
* 平成 27 年度未算止予定

5 地域生活支援の拠点やセンターへの転換

県の施設であるコロニーは、大規模な複合施設に障害者が長期間入所している現状を見直し、施設における人所支援機能を最小限にとどめ、障害者の地域生活を広域的・総合的に支援する拠点となる《愛知県養育医療総合センター（仮称）》へ転換します。

- 愛知県教育医療総合センターでは、次の3つの部門において総合的な地域支援を進めます。

 - ◆ 心身の発達障害に関する高度で専門的な医療と重症心身障害児(者)への支援、地域医療と重心療育のネットワークの拠点機能を担う医療支援部門
 - ◆ 人材育成等地域療育の充実に向けた、広域的で専門性の高い支援を行つる地域療育支援部門
 - ◆ 心身の発達障害に関する専門性の高い研究活動を進め、医療及び福祉の現場からの諸課題の解明と、研究成果の地域への還元に取り組む研究部門



中央病院

中央病院では、心身の発達障害に関する医療ネットワークの中核として、「心身の発達障害を予防する医療」と、「心身の発達障害を根本的に治療する医療」に重点を置いていた、より高度で専門的な医療を提供していきます。

1 基本的な診療体制

中央病院は、昭和 45 年 5 月の開院以来、心身の発達に重大な障害を及ぼす各種疾患を専門的・総合的に診断し、その予防、治療、機能訓練を行うとともに、コロニー内各施設の利用者の健康管理と疾病の治療を行ってきました。

今後は、ノーマライゼーションの理念の普及と心身の発達に障害のある人の医療センターとしての役割を担うことにより、県民の福祉・医療の向上に努めてまいります。

中央病院は、心身の発達障害に関する医療ネットワークの中核として、地域で対応が困難な症例を支援し、次の内容に特化した医療を行つう必要があります。

- 心身の発達障害を予防する医療
- 心身の発達障害に関する専門的な医療
- 在宅を含む地域医療に対する支援
- 高度専門的な医療を安定して提供していくためには、病院自体の効率的な運営が不可欠であることから、経営の合理化という量的な改善に加え、安全な医療の提供、医療サービスの向上といった質的な改善にも努めていく必要があります。

2 重点化する分野

こうした基本的な診療体制のもと、心身の発達障害を予防する医療と心身の発達障害を根本的に治療する医療に重点を置いたより高度で専門的な医療を提供していくため、また、地域医療の充実と医療機関相互のネットワークづくりを進めさせていため、平成 23 年度までをめどに、周産期医療、遺伝診療、精神発達障害医療、在宅・地域医療支援の四つの分野について、より一層の医療体制の充実を図っていきます。

《周産期医療分野》

中央病院では、これまででも、心身の発達障害を予防することを目的に、45 床の新生儿センターを設け、愛知県周産期医療情報システムと連携して、未熟児や重症呼吸障害などのハイリスク出産やハイリスク児に対する先進的な医療を行つてきました。また、障害のある新生児に対する外科的治療等による障害からの回復といつた役割も担つてきました。

今後は、こうした新生児医療に加え、胎児の段階から適切かつ十分な医療の提供を行うことで、障害の発生そのものを予防し、また、障害が発生した場合にも、出産直後など極めて早期の段階の治療から新生児の治療を行える医療体制の整備を進めたいと思います。

具体的には、胎児診断された先天性横隔膜ヘルニアなどに対して行う専門的な外科的胎児治療や、極低出生体重児(1,500g 未満)、超低出生体重児(1,000g 未満)、

心身の発達障害を予防する上で、周産期医療は非常に大きな役割を果たします。例えば、重症心身障害では、胎生期から周生期に原因のあるケースが、3 分の 2 以上を占めるとも言われています。

中央病院では、これまででも、心身の発達障害を予防することを目的に、45 床の新生儿センターを設け、愛知県周産期医療情報システムと連携して、未熟児や重症呼吸障害などのハイリスク出産やハイリスク児に対する先進的な医療を行つてきました。た。

また、障害のある新生児に対する外科的治療等による障害からの回復といつた役割も担つてきました。

中央病院では、開院以来、心身の発達に重大な障害を及ぼす各種疾患に対する専門的かつ総合的な診断とその予防・治療

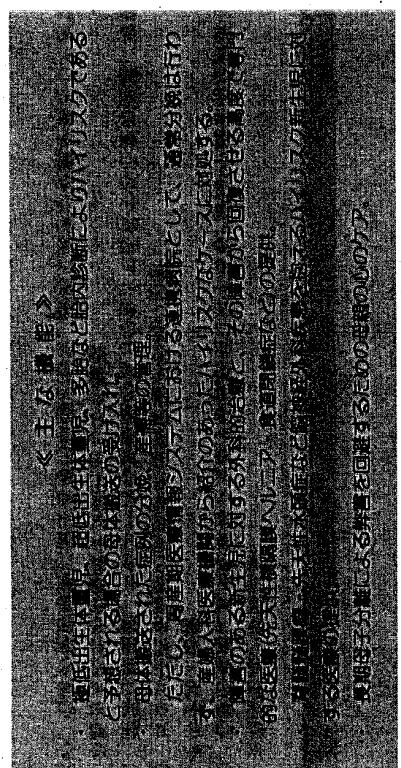
○ コロニー内各施設の入所者の健康管理と疾患の治療

○ 關係行政機関、コロニー内各施設等の協力のもとで提供する心身の発達に障害のある人のための医療センターとしての機能を担い、心身の発達障害に関する専門病院として、極めて大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、今後は、障害のある人達の地域での生活を確立していく方向が障害者自立支援法で示されているように、医療に関しては、医療機関相互のネットワークづくりを進め、地域の医療機関と機能分担を図つていく方向に転じる必要があります。

多胎などのハイリスクケースにおける母体搬送の受け入れにも取り組み、障害の予防・性減に資する医療の充実を図っていきます。

新たな治療法に関する研究にも積極的に取り組んでいきます。



《遺伝診療分野》

心身の発達障害は、遺伝性疾患によって起るものが多く、これまでも、中央病院では、その診断と治療、疾患特性を踏まえた健康管理、疾患に関する各種情報提供に取り組んできました。

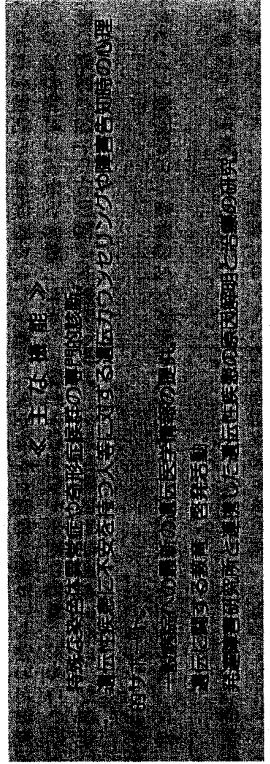
また、県内 3 か所の臨床遺伝専門医制度認定施設のうちの一つとして、臨床遺伝学に関する医療・研究と、社会に対する臨床遺伝学の正しい知識の普及を通じ、県民の健康増進と福祉の発展に寄与してきました。

近年、遺伝医学については、さまざまな疾患の原因が解明され始めているように、その進歩は著しく、心身の発達障害に関する医療の分野でも、発生の予防・早期発見といった観点から、その果たす役割は非常に大きくなっています。

また、こうした医療分野においては、遺伝的発症のメカニズム、病態生理、症状、経過、予後、治療法のみならず生活に及ぼす影響などの正確な情報を探求し、遺伝性疾患に不安を持つ患者及びその家族に対して、カウンセリングや障害告知時の心理的サポートを十分に行っていくことも、今後ますます必要となっています。

中央病院では、遺伝情報の漏洩、遺伝的要因に対する差別、検査の強要などが起こる倫理的な諸問題にも十分留意しながら、遺伝的問題や医療に関する正確な情報の提供、遺伝カウンセリング、継続的な心理的支持等のサポートに取り組み、各診療科の医師、看護師、臨床心理士(又は遺伝カウンセラー)などが密接に連携した、遺伝性疾患に対する総合的な医療を提供していきます。

また、地域の医療機関とも連携を密にして、最新の遺伝医学の教育や啓発に取り組むとともに、発達障害研究所との共同研究を進め、心身の発達障害の原因究明と



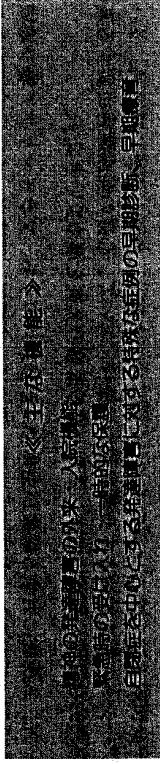
《精神発達障害医療分野》

コロニーでは、今後、自閉症を中心とした発達障害に対する総合的・重点的な療育支援に取り組んでいくこととしていますが、同時に、療育支援と連携した医療支援の充実も不可欠です。

中央病院では、地域療育支援部門と連携し、外来・入院機能を始め、緊急時の受け入れや、特殊な症例の早期診断・早期療育指導などに取り組み、発達障害支援における医療面からの支援機能を担っていきます。

また、中央病院の精神科は、主に知的障害を伴う自閉症児や重度の自閉症児を対象としていますが、こうした児童精神科領域の専門医療機関は数少ないため、特定の医療機関に患者が集中する状況となっています。その結果、中央病院の新来患者の待機期間は、6か月に及ぶこともあります。

中央病院では、自閉症に関する有用な医療情報の提供、講習会の開催のほか看護師等の人材の育成に努め、地域医療の充実と機能分担を進めながら、待機期間の短縮に取り組んでいきます。



《在宅・地域医療支援分野》

心身の発達に障害のある人がより安心して地域生活を営むことができるようになります。そのためには、在宅医療及び地域医療の充実が不可欠です。中央病院では、これまで培ってきた豊富なノウハウと経験を生かし、「いつでも